

# 伊方中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する基本認識

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。

「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」

「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」

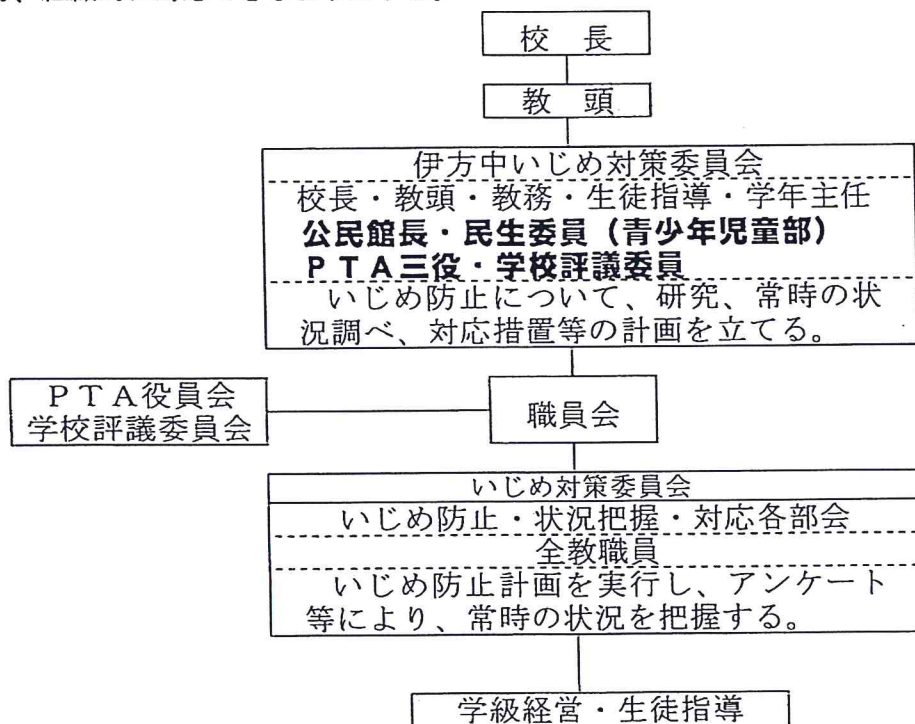
「『いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る』という認識を持つ。」

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 2 未然防止に向けて

「全教育活動の中で、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。」

- (1) 校内に「伊方中いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取組について、計画的、組織的に対応できるようにする。



- (2) 生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じることができる授業づくり、集団づくりに努める。
- (3) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、予防と解決に主体的に取り組めるよう学級活動や生徒会活動を工夫する。
- (4) 道徳の授業において自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成等、いじめ防止に深く関わる題材で計画的に実施し、いじめを許さない心情を養う。
- (5) インターネットを使って、意図的または無自覚にいじめの加害者や被害者になることを防ぐため、教科指導や道徳、学級活動と関連をもたせながら情報モラル教育の充実を図る。
- (6) 毎月20日（20日が休業日の場合は、次の登校日）、また7月、12月は15日、3月は10日を「いじめ0の日」、その日を含む週を「いじめ0強調週間」として、学校全体、学年や学級でいじめ防止に向けた取組を行う。
- (7) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用し、計画的に教育相談を実施する。
- (8) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (9) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (10) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (11) 地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

「いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。」

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（いじめアンケート「いじめ0の日」、日記指導、教育相談 等）
- (2) 生徒の行動を注視する。（休み時間や昼休み等の校内巡視、チェックリストの利用 等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、PTAの会議、地区懇談会 等）
- (4) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報交換 等）

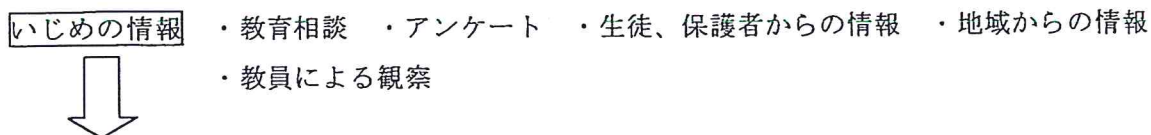
### 4 早期解消に向けて

「いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。」

- (1) いじめの情報を得た場合は、すぐに「いじめ対応委員会」をもち、対応策等を話し合う。また、すぐに全教職員に状況を伝え、協力を求める。いじめの内容やその対応については、正確な記録を残す。
- (2) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任等が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。

（参照：伊方町対応マニュアルP12～16）

<組織的ないじめ対応の流れ>



① 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から組織（いじめ対策委員会）に情報を集める。
- 

② 指導・支援体制をつくる

- 組織（いじめ対応委員会）で支援体制をつくる。  
学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担
- 

③-1 子供への指導・支援を行う

- いじめられた生徒にとって、信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、職員張り付きも含めて徹底的に守り通す。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

③-2 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係生徒（加害、被害ともに）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

③-3

教育委員会への報告と関係諸機関との協力

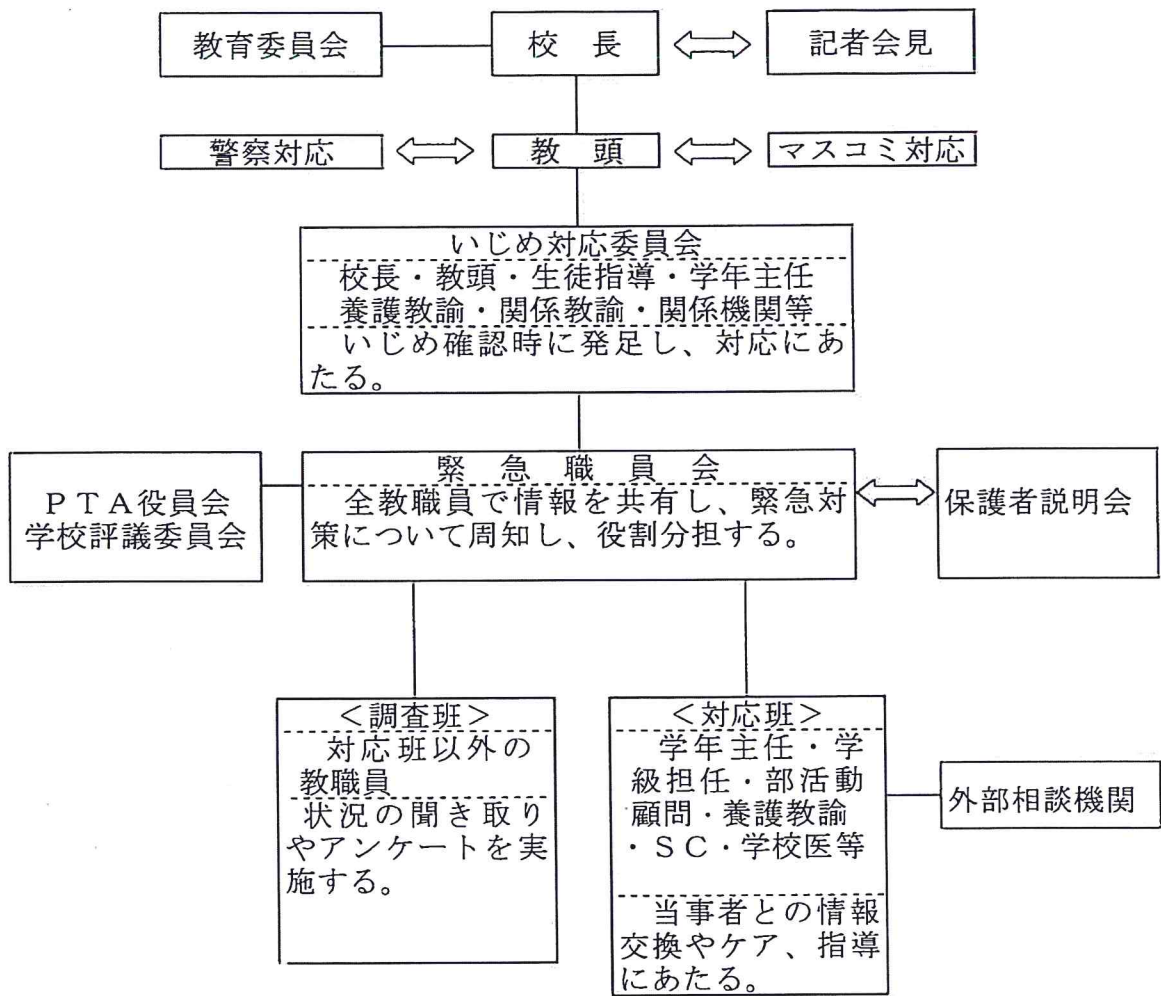
- いじめを把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、問題の解決に向けて指導、助言を受ける。

※ 留意点

- 常に状況把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応していく。
- 次の2点からいじめが解消したか見極める。
  - ①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及びその保護者に確認）
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。



<いじめ対応組織>



## 5 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企画した場合等)
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  

(いじめ防止対策推進法 第28条)
- 3 いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者から申立てがあったとき。

### (2) 対応の流れ

重大事態が発生した場合は、校長は、速やかに教育委員会に報告し、「いじめ問題調査委員会」の設置を求め、教育委員会の指導・助言を受けて対応する。

(参照：伊方町対応マニュアルP17)

#### ① いじめ問題調査委員会の設置

※ 専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係および特別の利害関係を有しない第三者(学校評議員等)の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

#### ② 調査委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかりと向き合おうとする姿勢を大切にする。
- ※ これまでに学校で先行調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施する。

#### ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報には十分に配慮する。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。

#### ④ 調査結果を教育委員会に報告

※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 必要に応じて、教育委員会、警察、関係諸機関等の指導・助言・協力を仰ぎながら、適切に対応する。(出席停止制度の適切な運用、就学校の指定変更や区域外就学等)

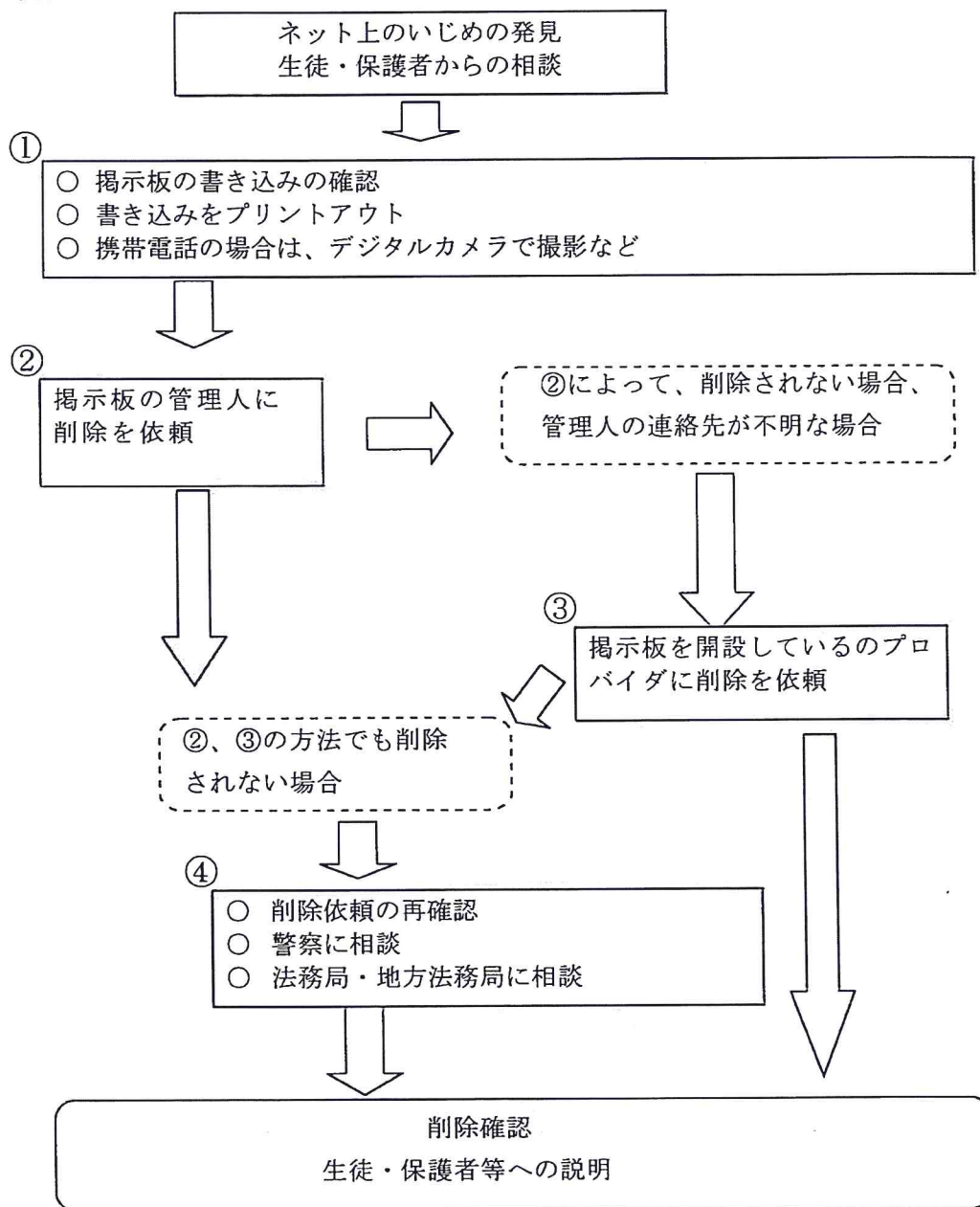
## 6 インターネット上のいじめへの対応について

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。

### (2) 対応の流れ



※ 早期発見・早期対応のために、関係機関に協力を依頼する。

※ 加害生徒が特定できた場合は、上記4、重大事態の場合は、上記5の対応を基本にして対応する。  
(参照：伊方町対応マニュアルP10～11)

## 7 家庭や地域、関係諸機関等との連携

### (1) 家庭・地域との連携

ア いじめ防止対策について協力依頼を行い、連携を強化する。

- ① 学校は、いじめの問題について保護者や地域住民から理解・協力を得るために、様々な機会を活用して、学校としての考え方や対応方針等を丁寧に説明する。
- ② 学校のいじめ撲滅に向けた方針等について、PTA総会や各種通信、家庭訪問、懇談会等を通じて、具体的に説明し、理解を得る。
- ③ 生徒の健やかな成長には、家庭教育の充実や保護者からの温かい見守り・支援が大切であることを分かりやすく説明し、協力を求める。
- ④ 子育てに悩んでいる保護者に対して、PTAや福祉関係機関等と連携を図りながら、子育てについての学習機会や情報提供を充実する。

イ いじめの事実を把握した場合、説明や協力依頼を行い、信頼関係を構築する。

- ① いじめられた生徒の保護者との連絡を絶やさず、指導・支援の現状や今後の方向と見通しを伝えるとともに、保護者・家庭と共に協力して解決する意志をしっかりと伝える。
- ② 解決に向けて学校でできること、家庭でできることを明確にし、粘り強く協力を依頼する。
- ③ 被害者、加害者双方の保護者を交えて話し合う場を学校でもち、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ④ 被害者、加害者双方の保護者の心情を理解するよう心がけ、不安が少しでも払拭できるよう、親身になって対応する。
- ⑤ 保護者からの悩みや訴えは、誠意をもって受け止める。

### (2) 関係諸機関との連携

ア 重大ないじめを認知したときは、教育委員会と連携を図りながら迅速に対応する。

イ 犯罪性の高い時や被害者が警察に被害届を出しているときは、被害者の救済や保護、二次被害や再発防止に全力で当たり、警察と連携を図りながら対応する。

ウ 非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるときは、必要に応じて児童相談所等との連携を図りながら、専門的な角度から総合的に判断し、対応する。

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ◇ 愛媛県教育委員会「いじめ相談ダイヤル24」 | 089-960-8522 |
| ◇ 中央児童相談所               | 089-922-5040 |
| ◇ 愛媛県総合教育センター           | 089-963-3986 |

平成 29 年 8 月 一部改訂

平成 29 年 12 月 一部改訂